

鳥取県施工現場実態調査員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の施工体制について、その実態を調査し、改善の指導等をするために置く非常勤の専門職員（以下「施工現場実態調査員」という。）の職務、身分その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 施工現場実態調査員は、県発注工事が適正な施工体制の下に行われているかについて実態調査及び改善指導をするものとする。

(身分等)

第3条 施工現場実態調査員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

- 2 施工現場実態調査員は、鳥取県土整備事務所、中部総合事務所県土整備局及び西部総合事務所米子県土整備局に配置するものとする。
- 3 知事は、施工現場実態調査員に別記様式による身分証明書を交付する。
- 4 施工現場実態調査員は、業務に従事する際には、常に身分証明書を携帯しなければならない。

(解職の手続)

第4条 知事は、施工現場実態調査員が解職されたとき又は離職したときは、速やかに当該職員に身分証明書を返納させるものとする。

(身分証明書の変更)

第5条 知事は、身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにこれを変更するものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月29日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

別記様式

(表面)

第 号	身 分 証 明 書
	氏 名
	職 名 施工現場実態調査員
上記の者は、鳥取県施工現場実態調査員設置要綱に基づき、 施工現場実態調査及び指導するために置く非常勤の専門職員で あることを証明する。	
年 月 日 交付	
鳥取市東町一丁目 220	
鳥取県知事 ○○○○	印

(裏面)

- 1 本証明書に公印又は日付のないものは、無効とする。
- 2 本証明書は、常時携帯すること。
- 3 本証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証明書の記載事項に異動を生じ、又はき損・亡失した
ときは、速やかに知事に届け出ること。
- 5 退職等の事由により不必要となったときは、直ちに返納
すること。

(縦5.5 cm×横9 cm)